

保存期間	30年・10年・5年・3年・1年
------	------------------

(文書処理上の記事)	文書番号	閣 情 第 3 号
内閣総務官室と協議済み	受付	平成 18年 12月 25日
	起案	平成 19年 1月 9日
	決裁・供覧	平成 19年 1月 12日
	施行	平成 年 月 日
	専決番号	別表 —

内閣情報官 

次長 

総務部主幹 

国際部主幹 

総務部総括 

国際部総括 

内閣参事官 

内閣事務官 

内閣事務官 

起案者

氏名

(件名) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく行政文書の開示

請求に対する決定通知について (回答)

(問い合わせ)

平成18年12月25日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条及び第17条ならびに行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第15条第1項の規定に基づき、別紙案のとおり決定し、開示請求者宛て通知することとしてよろしいか伺います。

標準様式

## 行政文書開示請求書

内閣情報官  
(受任機関の長) 殿

平成18年12月23日

氏名又は名称：(法人その他の団体にあってはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所：(法人その他の団体にあっては主たる事務所等の所在地)

TEL

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・  
氏名・電話番号)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記  
のとおり行政文書の開示を請求します。

記

### 1 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

「我が国の機密情報が漏れで恐れがある」と題した報告書  
在上海日本総領事館原中国情報機関に情報提供申請より白紙(上件)

### 2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

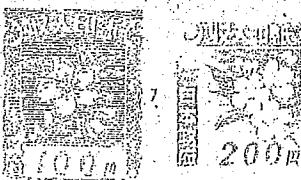
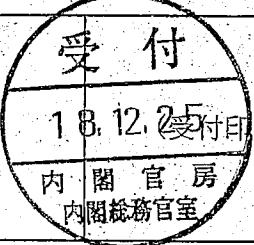
又はイに○印をしてください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他( )

<実施の希望日>

イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料 (1件300円)	 200円	
---------------------	---	--

\*この欄は記入しないでください。

担当課	内閣情報調査室	
備考		

行政文書開示請求書送付依頼及び行政文書についての照会依頼（同管文書送付依頼）

内閣情報調査室が作成しました。在上海日本総領事館職員（電信官）が中国の機密情報を漏洩したとして新聞報道にて初めて知りまして、その内容についての詳細が知りたいために、行政文書開示請求により入手したところ、改めて（以下略）行政文書開示請求書の送付依頼及び報告書であります。「我が国の大機密情報を漏洩した」との保有状況についての照会のために今回書類を郵便にて頂きましたので、行政文書開示請求書の送付及び文書の保有の有無についての回答書送付の方よろしくお願いします。

内閣情報調査室が作成した「我が国の大機密情報を漏洩した」と題した報告書の行政文書開示方法であります。文書の写しの送付を希望します。

行政文書開示請求書の送付及び在上海日本総領事館職員は、自殺問題についての報告書であります。「我が国の大機密情報を漏洩した」と題した報告書の保有有無についての回答書を送付して頂くために返信用切手を同封してありますので、送付の方よろしくお願いします。送付先は以下の通りです。

宛て

11月12日

添付

内閣官房の業務等について紹介されております広報パンフレットを作成されました。開示請求書、照会書とともに1部送付して頂きましたよろしくお願いします。

(案)

閣情第3号  
平成19年1月日

## 行政文書不開示決定通知書

[REDACTED] 様

内閣情報官

三谷 秀史

平成18年12月25日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第8条及び第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、存否を明らかにしないことと決定しましたので通知します。

記

### 1 不開示決定した行政文書の名称

「我が国の機密情報が漏れた恐れがある」と題した報告書

在上海日本総領事館員中国情報機関員に情報提供強要により自殺した事件

### 2 不開示とした理由

特定の事項に関する調査活動の存否に関する情報は、これを公にすると、内閣情報調査室の情報関心や調査活動の優先順位等が明らかになり、以後の調査活動に支障を及ぼすおそれがあるため、法第5条第6号に該当する。

また、特定の国における内閣情報調査室の調査活動の存否に関する情報は、これを公にすると、当該国を始めとする諸外国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法第5条第3号に該当する。

よって、本件開示請求に係る行政文書が存在するか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるため、法第8条により、行政文書の存否を明らかにしないこととした。

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和47年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

### \* 担当課等

内閣官房内閣情報調査室（情報公開担当）  
TEL 03-5253-2111 内線 83406